

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業実施要領

制定 27 農会第 1734 号
平成 28 年 4 月 1 日
農林水産技術会議事務局長通知
令和 2 年 4 月 1 日改正

第 1 趣旨

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業（以下「本事業」という。）の実施にあたっては、福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農会第 1733 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第 2 事業の内容

本事業は、「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会報告書」及び「農林水産分野イノベーション・プロジェクト第 1 次とりまとめ」に基づき、福島県浜通りや避難区域の 15 市町村（以下「対象地域」という。）を対象とし、ロボットなど先進的技術の開発・実証研究の取組を支援するものであり、具体的には以下に掲げるものを行うこととする。

なお、本事業において支援の対象とする研究開発課題は別紙に掲げるものとする。

1 ロボットの研究開発等

(1) 検討委員会の設置等

ア (2)～(6)の取組を行うための計画や当該取組の結果の検討等を目的とした学識経験者、試験研究機関、行政機関の職員等を招へいして行う検討委員会の設置・開催

イ (2)～(6)の取組を行うために必要な有識者からの技術的な指導・助言等を受けるための外部研修会等への参加

(2) 先端農林業ロボット（以下単に「ロボット」という。）及び付帯的な機械の研究開発

(3) 開発したロボットの活用方法に関する手順書等の作成

(4) ロボットの研究開発にかかる現場での必要な調査、データ収集等

(5) (4)で収集したデータに基づく調査・分析・評価を通じた、ロボットの効果や問題点・課題の解明

(6) (5)において明らかとなった問題点・課題の解決のためのロボットの改良

2 成果等に関する報告書の作成

1 の取組による研究成果等に関する報告書の作成

第3 事業実施主体

1 資格要件

本事業の事業実施主体は、複数の研究機関等（※）が共同で事業を実施する研究グループを構成し、次の（1）から（3）までの要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループの代表機関を設置することが必要である。

なお、事業実施主体として採択された後、補助金の交付決定までの間に、当該研究グループを構成する研究機関の変更等重大な変更があった場合には、採択の取り消しを行うことがある。

- （1）研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参加する全ての機関が同意していること。
- （2）事業実施主体として採択された後、補助金の交付申請を行うまでの間に、研究グループとして、実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）、研究グループ参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）又は共同研究契約を締結すること（共同研究方式）のいずれかが確実であること。
- （3）福島県又は対象地域の地方自治体が研究グループ又は普及協力機関に入っていること。

※ 研究機関等とは、法人格を有する者であって、次の2つの要件を満たすものをいう。

ア 研究を行うための研究体制を有すること。

イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

2 研究グループの代表機関の資格要件

代表機関は次の（1）から（3）までの要件を満たす必要がある。

- （1）民間企業、技術研究組合、公益法人、一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等であること。
- （2）原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。
- （3）研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者（※）及び経理責任者を設置すること。

※ 研究代表者は、次の4つの要件を満たす必要がある。

ア 原則として代表機関に常勤的に所属しており、国内に在住していること。

イ 研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。

ウ 研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること。

エ 長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により代表機関を離れることが見込まれる場合に該当しないこと。

3 研究管理運営機関の特例措置

(1) 本事業では、農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）が必要と認めた場合に限り、交付申請業務等や経理業務を研究グループの代表機関に代わって行う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置できるものとする。研究管理運営機関を設置する場合は、研究計画の様式2-4に設置する理由等を記載し、応募書類と共に農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）へ提出すること。

なお、研究管理運営機関を設置できる例としては次のとおり。

ア 研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、2の(1)のうち地方公共団体が研究グループの代表機関となる場合であって、かつ、地方公共団体に経理責任者を配置することが困難と認められる場合

イ 研究グループの代表機関に国との間で交付申請業務等の実績がほとんどないため、事務手続き等が著しく遅延すると認められる場合

(2) 研究管理運営機関となる場合は、以下のアからウまでの要件を満たす必要がある。

ア 国内に設置された機関であり、法人格を有すること。

イ 事業を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。

ウ 研究グループの代表機関と一体となって事業を推進することができる範囲の地域に所在すること。

第4 研究計画

1 研究計画の作成

事業実施主体は、要綱第5の1に基づき、別記様式第1号により研究計画を策定するものとする。

2 研究計画の成果目標

(1) 要綱第4の2の成果目標は、対象地域が抱える問題の解決への貢献及び先導性、新規性又は優位性を踏まえた上で、単位面積・作業量当たりの作業時間、作業人数、労働強度、作業コストなど、ロボット技術の導入による作業の効率化・省力化・軽労化の効果を測ることのできる定量的な目標値を設定するものとする。

(2) 成果目標の目標年度は、事業開始年度から令和2年度までの間で、事業実施主体が設定するものとする。

3 研究計画の承認

- (1) 事業実施主体は、1により策定した研究計画を事務局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 事務局長は、(1)の研究計画の承認を行った場合には、当該事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。

4 研究計画の変更

要綱第5の4の研究計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 研究計画の中止又は廃止
- (2) 成果目標の変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 事業費の30%を超える増減
- (5) 国庫補助金の増加又は30%を超える減少

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、要綱第5の2に基づき、別記様式第3号により事業実施計画を作成するものとする。
- (2) 事業実施計画は、研究計画の内容に沿ったものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1) 事業実施主体は、1により策定した事業実施計画を、当該計画を実施しようとする年度の前年度の3月15日までに事務局長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、事業開始年度の事業実施計画については、当該年度の交付決定後30日以内に事務局長に提出するものとする。
- (2) 事務局長は、(1)の事業実施計画の承認を行った場合には、当該事業実施主体に対し、別記様式第4号により、承認した旨を通知するものとする。

3 事業実施計画の変更

要綱第5の4の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施計画の中止又は廃止
- (2) 当該年度の事業費の30%を超える増減
- (3) 当該年度の国庫補助金の増加又は30%を超える減少

第6 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項に基づく交付決定（以下「交付決定」という。）

後に着手するものとする。

2 事業実施主体は、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、事務局長の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第5号により事務局長に届けるものとする。

3 2により交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。

この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、事業実施主体は、農林水産試験研究費補助金交付要綱（平成27年2月3日付け26農会第1000号農林水産事務次官依命通知）第4第1項の申請書に着手の年月日及び交付決定前の着手届の文書番号を記載するものとする。

4 事務局長は、事業実施主体が2により交付決定前に着手する場合には、あらかじめその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導する。また、事業が適正に行われるよう、事業の遂行状況によっては、事業実施計画の見直し、事業費の削減、事業の中止等を求めることとする。

第7 事業実施状況等の報告等

1 事業実施状況等の報告

(1) 要綱第6に基づく事業実施状況の報告は、事業開始年度から目標年度までの間において、毎年度、別記様式第6号により当該報告に係る年度の3月15日までに行うものとする。

(2) 要綱第6に基づく事業実施完了の報告は、別記様式第7号により目標年度の翌年度の7月末までに行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

事務局長は、1(1)の事業実施状況の報告の内容について検討し、成果目標に対して進捗が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第8 事業の評価

1 要綱第7の1に基づく事業実施主体自らが行う事業評価及びその報告は、別記様式第8号により、目標年度の翌年度の7月末までに行うものとする。

2 事務局長は、要綱第7の2に基づき、事業評価の内容について、関係部局及び外

部の有識者で構成する検討会を開催し、事業実施主体との面接及び事業評価報告書によりその評価を行い、評価結果を取りまとめるものとする。

- 3 事務局長は、2の評価結果について、取りまとめ後、速やかに公表するものとする。

第9 事業収支状況の報告

事業実施主体は、本事業に係る企業化、本事業に係る特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業開始年度から事業終了年度の5年後までの間、別記様式第9号により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に事務局長に提出するものとする。

第10 知的財産の管理

- 1 事業実施主体は、第2の1の(1)の検討委員会において、(1)及び(2)を検討した上で、本事業を実施するものとする。
 - (1) 本事業における知的財産に関する基本的な合意事項（秘密保持、研究成果の権利化等の決定手続、知的財産権の帰属の基本的考え方、知的財産権（研究成果に係る知的財産権及び研究グループを構成する各研究機関が予め保有する知的財産権等）の自己実施や実施許諾に係る基本的考え方等）
 - (2) 本事業によって得られる研究成果の権利化、秘匿化、公表等による公知化、標準化といった取扱いや、実施許諾等に係る方針
- 2 事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、1において検討した合意事項及び方針に基づき、第2の1の(1)の検討委員会において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TL0、研究グループを構成する研究機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを行うものとする。
- 3 事業実施主体は、1の合意事項及び方針の検討に当たっては、研究成果に係る知的財産権の研究ライセンスについて、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議）を踏まえるとともに、研究成果に係るリサーチツール特許の使用について、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使

用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議）に基づき対応するものとする。

第11 収益の納付

1 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、交付された補助金の額を限度として、以下により算定した額を国庫に納付するものとする。

(1) 本事業に係る企業化により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{本事業の自己負担額}) \times (\text{補助金総額} / \text{企業化に係る総費用}) \times \text{企業化利用割合} - \text{前年度までの納付額}$$

ア 式中の「収益の累計額」とは、本事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益の当該年度までの累計額をいう。

イ 式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、本事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。

ウ 式中の「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。

(2) 本事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{本事業の自己負担額}) \times (\text{補助金総額} / \text{本事業に関連して支出された技術実証費総額}) - \text{前年度までの納付額}$$

ア 式中の「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定により生じた収益額の当該年度までの累計額をいう。

イ 式中の「本事業に関連して支出された技術実証費総額」とは、補助金総額、本事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した本事業以外の技術実証費の合計額をいう。

2 収益納付すべき期間は、事業開始年度から事業終了年度の5年後までの間とする。

3 収益納付の期限は、事務局長が納付を命じた日から20日以内とする。

第12 事業終了後のフォローアップ調査

事業実施主体は、事業終了後においても実証研究によって得られた研究成果がもたらす波及効果等の把握に努めるものとし、事務局長は必要に応じ、当該波及効果等に関するフォローアップ調査を実施するものとする。

第13 不正行為等に対する措置

1 不正行為等の防止に向けた取組

(1) 研究費の不正使用等への対応

事業実施主体は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）に基づき、研究グループに参加する各研究機関において研究費の管理・監査体制を整備し、事務局長に対しその実施状況の報告等を行うものとする。また体制整備等の状況に関する現地調査が行われる場合は、その調査に協力するものとする。

(2) 研究上の不正行為への対応

事業実施主体は、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）に基づき、研究グループ内に研究倫理教育責任者を設置し、不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、グループ内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施するものとする。また、研究活動の特定不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動の特定不正行為に対応する適切な体制を整備するものとする。

2 不正行為等が行われた場合の対応

事務局長は、本事業の研究グループに参加する研究機関の職員等が、本事業の実施に関して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、1のガイドライン及び規程に基づき、当該不正行為等に関する事実関係及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

第14 補助対象経費

本事業において、補助対象となる経費は、以下に掲げる経費のうち、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類等によって金額が確認できるものに限ることとする。

1 直接経費

研究に直接必要な次に掲げる経費

(1) 人件費

研究員等（ポストドクターを含む。）の人件費。ただし、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できない。

なお、計上に当たっては、研究員の勤務時間のうち本事業が占める割合（研究専従比率）を人件費単価に乗じた額とする。

また、人件費単価の考え方は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日22経第960号大臣官房経理課長通知）に従うものとする。

(2) 謝金

事業実施主体以外の学識経験者等に対する謝金、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金

(3) 旅費

研究に係る国内外への調査旅費、学識経験者の検討委員会出席旅費等

(4) 試験研究費

ア 機械、設備、備品費

原型のまま比較的長期に反復使用できるもので、取得価格が5万円以上のもの。

なお、借用（リース等）の方が経費を抑制できる場合には、経済性の観点から可能な限り借用にすること。

また、研究グループに参画する民間企業等から調達する場合には、利益排除による原価での取得とするものとする。

イ 借料及び損料

会場、ほ場、機械、設備、備品費の借用料等

ウ 通信運搬費

郵便代、運送代等

エ 消耗品費

機械・設備・備品費に該当しない物品

オ 印刷製本費

報告書、資料等の印刷費、製本にかかる経費

カ 光熱水料、燃料費

研究開発に使用する施設の電気、ガス及び水道料等

キ 賃金

研究開発に従事する研究補助者等の賃金

ク 雑役務費

研究開発に必要な加工・試作・改良、分析の外注費、手数料等

ケ 保険料

研究開発を実施するために直接必要なロボットを操作する者に対する保険料

コ 資材費

研究開発を実施するために直接必要な種子・苗、資料等の資材に係る経費

サ その他費用

研究開発に直接必要な経費で事務局長が必要と認めたもの

2 一般管理費

研究の遂行に伴う研究機関の管理等の経費として、1の(4)の試験研究費の15%を上限として計上することができる。事業に付随することが明確なものに限り、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となる。

なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなどして合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分するものとする。

第15 補助率

補助率は定額とする。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

所在地
団体名
代表者名 印

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業研究計画の（変更）承認申請について

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業を実施したいので、福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農会第1733号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注：変更の場合、第5の4）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

※関係書類として研究計画を添付すること。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名 あて

農林水産省
農林水産技術会議事務局長

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業の研究計画の承認について

令和〇年〇月〇日付け〇〇号で申請のあった件について審査の結果、承認されたのでここに通知する。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

所在地
団体名
代表者名 印

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業実施計画
の（変更）承認申請について（令和 年度）

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業を実施
したいので、福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発
事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農会第1733号農林水産事務次官依命通
知）第5の2（注：変更の場合、第5の4）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認
申請する。

※関係書類として事業実施計画を添付すること。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名 あて

農林水産省
農林水産技術会議事務局長

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業の事業実施計画の承認について

令和〇年〇月〇日付け第〇〇号で申請のあった件について審査の結果、承認されたのでここに通知する。

別記様式第5号

番 号
年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

所在地
団体名
代表者名 印

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業交付決定
前着手届

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業実施要
領（平成28年4月1日付け27農会第1734号農林水産技術会議事務局長通知）第
6の2に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので下記のとおり届け出
る。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失
を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合におい
ても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変
更は行わないこと。

事業費	着手 年月日	完了予定 年月日	理由

別記様式第6号

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業実施状況
報告書（令和 年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 名 印

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業（令和
年度）の実施状況について、福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロ
ボット研究開発事業実施要領（平成28年4月1日付け27農会第1734号農林水産
技術会議事務局長通知）第7の1（1）に基づき報告する。

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業実施状況
報告書（令和 年度）

研究計画策定年度： 年度 目標年度： 年度

事業実施主体名：

1 成果目標の達成状況

(1) 研究計画の成果目標

基準年度： 年度・・・

目標年度： 年度・・・

(2) 当該年度における成果目標の達成状況

年度（ 年目）・・・

（基準年度からの達成率 %）

2 当該年度の事業実施計画の進捗状況

3 目標年度終了後を見据えた当該年度の研究成果の普及に関する取組

4 成果目標の達成に向けた当該年度の研究代表者のマネジメントに関する取組

5 当該年度の取組の総合評価

6 今後の課題と翌年度事業実施計画への反映状況

別記様式第7号

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業実施完了
報告書

番 号
年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

所在地
団体名
代表者名 印

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業の実施完了について、福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業実施要領（平成28年4月1日付け27農会第1734号農林水産技術会議事務局長通知）第7の1（2）に基づき報告する。

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業実施完了 報告書

研究計画策定年度： 年度 目標年度： 年度

事業実施主体名：

1 成果目標の達成状況

(1) 研究計画の成果目標

基準年度： 年度・・・

目標年度： 年度・・・

(2) 目標年度における成果目標の達成状況

目標年度・・・

(基準年度からの達成率 %)

2 研究計画の進捗状況

3 研究成果の普及に関する取組

4 研究代表者のマネジメントに関する取組

5 取組の総合評価

6 今後の課題

別記様式第8号

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業の事業評価報告書

番 号
年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

所在地
団体名
代表者名 印

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業の自己評価について、福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農会第1733号農林水産事務次官依命通知）第7の1に基づき報告する。

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業の評価報告

研究計画策定年度： 年度 目標年度： 年度

事業実施主体名：

1 成果目標の達成状況

(1) 研究計画の成果目標

基準年度： 年度・・・

目標年度： 年度・・・

(2) 年度ごとの成果目標の達成状況

ア) 年度（1年目）・・・

(基準年度からの達成率 %)

イ) 年度（2年目）・・・

(基準年度からの達成率 %)

ウ) 年度（3年目）・・・

(基準年度からの達成率 %)

(適宜行を追加)

2 成果目標の達成状況に関する評価

3 研究成果の普及に関する取組の評価

5 成果目標の達成に向けた研究代表者のマネジメントに関する取組の評価

6 対象地域が抱える問題の貢献に関する総合評価

別記様式第9号

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業収益状況
報告書（令和 年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

所在地
団体名
代表者名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業に関する令和 年度の収益の状況について、福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業実施要領（平成28年4月1日付け27農会第1734号農林水産技術会議事務局長通知）第9に基づき、別添のとおり報告します。

(別添)

1 実施事業の名称

事業名	事業内容	備考
福島イノベーション・コースト構想 に基づく先端農林業ロボット研究 開発事業		

(注) 1 研究計画に記載した事業内容を記載すること。

2 「備考」の欄について事業内容の詳細等について記入すること。

- 2 補助事業に係る知的財産権の譲渡若しくは実施権の設定に係る許諾による収益
項目名 () 円
- 3 補助事業の成果の企業化による収益 円
- 4 企業化に係る総費用 円
- 5 補助事業に関して支出した技術開発費の総額 円

6 補助金の確定額

円

7 補助事業の成果が企業化事業に利用された割合

--

(注) 収益計算書を添付すること。

別紙

補助対象となる 研究開発課題	研究開発の内容
(1) 除染後農地の地力 測定ロボットの開発 及び実証	除染後農地の放射性物質や地力のばらつきを簡易かつ迅速に把握し、営農指導につなげる技術の開発及び実証を行う。なお、開発にあたっては、福島県内の土壌を数多くサンプリングすることにより測定精度を高めることとする。
(2) ブロッコリー収穫 ロボットの開発及び 実証	福島県の農業振興上、重要な品目として位置付けられているブロッコリーの生産拡大を推進できるよう画像処理等による自動選別・自動収穫を可能としたブロッコリー収穫ロボットの開発及び実証を行う。
(3) 高品質米生産管理 技術の開発及び実証	効率的に水稻の生育管理を行うことができるよう、衛星画像の解析による水稻の生育診断システム（ロボット）の開発を行う。また、上記システムを活用した水稻の栽培管理技術の実証を行う。
(4) ICT活用による 和牛肥育管理技術の 開発	浜通りの基幹産業であった畜産業の復興と営農再開を進めるため、超音波診断装置等を用いた肉質診断技術と、撮影装置等を活用した肉質評価技術を組み合わせ、生体からと畜され枝肉となった時の肉質を推定する技術の開発を行う。